

人権の尊重を池田町にも



Q パートナーシップ条例の導入を！

池田町にも人権尊重の取り組みとしてパートナーシップ条例を導入すべきだと考えております。日本における、同性パートナーシップ条例は、2015年4月1日に施行された「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」がはじまりです。

福井県でも既に越前市や鯖江市などが導入済みで、同性カップルを「結婚に相当する関係」と認め、お互いを「パートナー」とする証明書を発行すると定めております。

またパートナーシップ条例が導入された地域では、パートナーが怪我や病気で手術、入院をした際の付き添いや、家族向け住宅への入居などが可能とされています。

条例の導入によって、人権侵害のない環境づくり・人や町民の尊重・どんな方でも受け入れるまちづくりが進めばと考えているのですが、池田町として

●現段階で導入に至らない理由は？

●導入される場合、住民へ求めることは？

上記についてお聞かせ願いたいです。



法律で同性婚は認められていないが…



公営住宅での同居が可能に



保険・金融等での家族としての扱い



病院での家族としての扱い

パートナーシップ条例によって結婚に相当する関係性と証明できる。

参照：<https://www.marriageforall.jp/>

A. 条例導入には検討も、現状は法による整備が必要。

はじめに、あらゆる人が差別されない、取り残されないという基本的人権を尊重する事が何よりも重要であることは私共として揺るがすことが出来ないと述べておきたいと思えます。その上で導入に至らない点と導入への課題について、併せてお答えいたします。

条例導入に向けては検討を続けており、県主催の勉強会への参加・先例地地の事例研修を行っております。今後、他市町の動向や、条例を導入済みの自治体の内容・運用状況等の調査を予定しており、その中で立法によって措置されるべき事項は国会にて定められるべきと考えます。昨今可決された法では理解促進が目的で、池田町としても当該法による自治体の義務を果たすこと、その上で自治体独自のパートナーシップ条例の導入については、裁判所の判断を踏まえた法制度が必要と考えております。また導入する際は、性的マイノリティの方々が利用したいと思う条例への整備と、男性女性に二分化してきた仕組みに多様な“個”があることを認める中で、共同体・相互扶助の文化が引き続き守られるようなものにシフトするよう意識の変革を丁寧に進める必要があると考えております。

役

清水からの提案



深刻化する獣害・森林整備・観光事業

清水からの提案になります。全国のどこの山間部でも深刻とされている

「獣被害・管理しきれない森林・観光客の減少」は池田町も例外ではなく、役場・森林組合・農業公社・個人の方々もこの課題に対して多くの時間と費用を費やしています。山にはイノシシ・鹿・猿などの動物が生活していて、その一部が町に降り、町民が大切に育ててきた農作物を「食べる・荒らす」といった行為に及んでいる訳ですが…(図1)

この状況を改善するために、「**獣害対策・森林整備・観光客増**」(図2)を連動した方法で、**子どもから大人まで楽しめる山歩きコース**を作りを提案します。具体的には、間伐の際に必要な木材搬出用の林道を、遊歩道として再活用する方法です。遊歩道を歩く観光客が増えれば、獣の往来が減り、獣害対策にもつながります。また、観光客に池田町の温泉や道の駅利用をして貰うことで、外貨を稼ぐきっかけにもなります。このように林道整備がおこなわれることで、「森林整備」「獣害対策」「観光客増」の三つの課題を同時に解決出来る可能性があります。これ以上町民が獣害の被害に苦しむことなく、繁栄につながるよう、町としてご検討いただけると幸いです。

獣害・観光と連携された森林整備を！



図1- 林道を超えて田んぼが荒らされる



図2- 林道を再利用しウォーキングコースにすれば… **獣害対策・森林整備・観光客増**

清水のひとこと

年に4回開かれる池田町議会。一体いつ開かれているんでしょう？ 3・6・9・12月の定例議会と、急遽予算を決める臨時議会が開催されますが、日程がわかるのは開催3日前のことも！ そのため常日頃から、どうすれば町民の皆様が暮らしやすくなるのかを考えています。皆様の声を聞き、一緒にまちを創りたいと思います。お気軽にご相談ください。